

平成26年4月18日

(座長)

これまでの経緯については、本日いくつかの報告がございましたけれど、理事と評議員が交代したことや、理事会、評議会の内容、それから保護者会のご意見等が紹介されております。ご承知のように理事会は、全員刷新されましたので、新しい理事会のもとで、改善計画等について議論されていることが出ていました。理事会については、検証委員会のほうで、どういう風に出されたかについては承知してはいますが、評議員会についてはどういう経緯で選出されたのか検証委員会で承知していませんでしたので、委員から質問があり、現理事長と県が協議し、理事会に諮って決定した、ということでした。

それから、現在パーソナルサポーターを5名つけておりますが、パーソナルサポーターの派遣状況、派遣後の報告の紹介がございました。いずれも、施設側にしてもパーソナルサポーターにしても概ね好評でして、内1名については、5月になると思いますが、短期入所を外の法人で始める予定である、との話がございました。それから、5人目に付けた方は、現在病院に入院されていますが、退院後にどこに移るのか検討作業を始めています。

パーソナルサポーターについては、人数は増えませんが、受けた5人について概ね好評ということがございます。

センターでは、前理事長の退任前の時に作られたものですが、支援のあり方について虐待防止の改善策を色々作っていらして、たとえばさまざまな研修を行っていること、それから支援にあたるスタッフの自己チェックのシート（禁止事項チェックリスト）を作って、第2寮だけではなくセンター全体の方々がセルフチェックをしているというような報告を受けました。もちろん改善をなさっているのは結構なことですが、従来に比べると格段に進歩しているとは思いますが、検証委員の目から見たら、「なにか違う」との意見がございました。たとえば、あそこで生活している人たちの生活を反映したようなチェックになっておりません。チェックを見ている、利用者の生活が見えてこないという指摘がございました。これは、これからどんどん改善されていくとは思いますが、「まだまだ道は遠い」というようなところでございます。

それとの関係で、現在パーソナルサポーターを入れているのは養育園第2寮5名ですが、「更生園についても外部の目を入れたい」という施設からの意見がありました。現在、県の施策で、派遣事業の相談支援アドバイザーがありますが、これを更生園の寮単位で入れたいというご相談がありまして、それはそれとしてやってよろしいのではないかと、ということもございました。私の個人的な意見を申し上げますと、それよりもパーソナルサポーターを増やしてほしいと思っておりますが、検討する必要があるとのことでした。

あと、経過の中で出ましたのが、袖ヶ浦福祉センターは県内唯一、平成16年から強度行動障害特別支援事業をやっているということです。これはセンターの売りでもあるのですが、(16年より前の)スタート時は定員4名で、(16年から)現在は定員16名になっております。現在2名欠員が生じて対象者は14名になっています。虐待事件が発覚する前に14名であり、発覚する前に残り2名の選定作業が既に進んでおりましたので、その2名については「利用(判定会議)を再開してよろしいか」という報告がございました。検証委員会では、新規受入の停止が行われているのは養育園だけで、更生園については個別協議ですが、今後のあり方の最終的な判断がセンターのほうで出来ていないのに、新規受入はそもそもおかしい、やらないほうがいい、という意見となりました。強度行動障害特別支援事業は、スタート時は4名だったのですが、16名に増えたという経緯があり、非常に手厚い支援によって3年で地域に戻す、あるいは元々の施設に戻す、というプログラムですが、一人も戻せておりません。14名になっているのは、偶々ご家族のご要望があつて戻った方が1名、それから亡くなった方が1名おまして、プログラムに沿った形で地域、ご家庭に戻る方は1名もいなかった。ところが、これは福祉プログラムですので、判定委員会が用意されているのですが、その判定委員会で改善していると判断されている人が半数以上おられる(うち、民間・地域移行できると判定されている方も複数名おられる)状況です。ところが、(民間・地域移行できると判定された)方々を地域移行、あるいは袖ヶ浦福祉センターから出すことがいずれも出来ていない。そういうプログラムの現実があるので、これについての検証が進まない限りは、更に受け入れることはできないでしょう、これが委員会としての一致した意見がございました。

これまでの現状と経緯については、こうした報告があり、委員会で意見交換を行っております。

そのあと、これからどうするのかにつきまして、中間報告であった検証項目の検討作業をしております。中間報告でもあげましたが、これから検証が必要な項目が非常に多く、保護者会で頂戴した意見もありまして、保護者の方の意見、県内の事業者の受入状況等を検証するのも必要だと思いました。既に保護者会を開いているのですが、一人ひとりの意見を聞きたいと思っており、大変な数になるので、アンケートをしようかと提案がございまして、加えて事業者に対しても受入可能なのかどうかのアンケートを行いたいと思います。アンケート内容についてはこれから検証いたします。

それから、施設の開放性を高めるために、どういう施策が必要なのかを検証しようということ、鍵をかけるということが、昔はなかったのですが、途中から行われていまして、鍵をかけないで出入り自由にするのができないのか、など開放性を確保した支援のありかたを検討しております。

それから、カメラについても検証していこうと思います。設置するかしないか議論としてありまして、そういうことを検証項目として検証していきたいと思っております。

主だったものはそんなところで、あとは中間報告に出ているものを引き続き検証をしていくこととなりますが、そのほかに県の施策の変遷、平成15年から16年に行

革で袖ヶ浦福祉センターも変わりました、(18年から)指定管理の方針となりましたが、施策の変遷について報告を受けたと同時に、それ以降の現在に至るまで県がどういう指導・監督をしたのかについて説明をいただきました。その中に県の監査等の記録が3年しかなくて、そのほかは廃棄されているということで、たまたま4年間分が残っていたので、平成22年の監査記録で県の監査はどうなっているのか等の説明がありました。監査の結果としては問題ないとされていましたが、その間で虐待行為が行われていたわけですから、結局通常監査では発見できない仕組みになっていたわけです。県の監査のあり方についても今後検証していくと思います。同じく古いデータになりますが、平成14年に内部からの投書があって、特別監査が行われた時の事情についても説明がありました。我々も今日ざっと見ましたが、なお検証していくということになります。古い話になるので、記録も完全なものが残っていないので、場合によっては県の関係者にヒアリングを行う場合もあると今日の意見で出たところでございます。

また、県の施策、これまでの監査の状況等に向けて、今後袖ヶ浦福祉センターをどうするか、指定管理を維持するかしないのかを含めて、選択肢の説明を受けました。これは、説明を受けただけで、今の段階で何を選択するか決めておりませんし、時間の都合上、議論も出来ておりません。次回以降の検証委員会でさらに議論を進めていきたいと思っております。

診療室のその後についても、投薬管理のあり方や看護師について、これまでも報告を受けていますが、あらためて報告をいただきました。「診療室の投薬管理のあり方についてはマニュアルがあり、その中でやっています」という報告がございました。通常の場合の投薬管理や診療室のあり方とか、現状看護師が朝晩ご本人の様子をチェックしているという報告がありましたが、緊急時の場合は確認が取れなかったのであらためて報告を受けるようになると思います。

私の方からの、本日の委員会の内容報告は以上でございます。

(記者)

開放性を高めるためにカメラの設置を検討とあるが、そのカメラの狙い、目的とは何か。

(座長)

カメラの設置目的には一般論として色々な見解がありまして、我々も一致した見解を持っているわけではありません。とりわけ、専門的な知見を持っている方の意見を聞く必要があるのではないかと意見が出たところです。一般的には、二通りの見解がありまして、一つは支援者の支援の中身をチェックすること。これは支援者にとっても、自分はおかしなことをやっていないときちんと説明するための一つの道具になります。同時に、利用者の様子を、24時間ずっとそばについているわけではありませんので、身体状況について不測事態が生じないようにモニタリングすること。「利用者の状態チェックのためにも付けたほうがいい」というご意見もあります。ただ、生活

の場ですので、当然のことながら「そういうカメラを付けるのはいかがなものか」という意見もありまして、色んな意見がありますので、今日カメラの設置について検討しましょうという話題が出ただけで、具体的なことはこれからの検証作業の中に入ってくると思います。

(記者)

もう一点だが、先般、県議会の委員会で、県の責任はどうなっているのかとの県側の答弁について、私の理解だと、県の検証では身に余るところがあるので第三者検証委員会の検証を待ちたいと話だったと思う。最終報告に向けて、県の責任についてはどのように進んでいるのか、現状と今後の見通しについてうかがいたい。

(座長)

どこまで進んでいるかといわれれば、あまり進んでいないと言わざるを得ません。これまでの検証委員会の作業は虐待の事実関係と、施設の中でどういう管理体制にあったのかがメインで、県の責任についての検証作業は進んでおりません。ただこれは検証しなければいけない話ですので、県の施策の変遷、通常・特別監査体制について検証していく予定ですし、検証しなければいけません。

(記者)

カメラについて、現在は一部設置されているのか。

(座長)

玄関に、防犯上の目的で一つだけ設置があります。

(記者)

アンケートについては実施する方向なのか。

保護者、事業者両方に実施する予定なのか。

(座長)

実施する方向です。保護者の方にも事業者の方にも。事業者というのは、袖ヶ浦福祉センターのことではなく、県内のその他の民間事業者の受入の状況等です。

中身については今後検討します。

(記者)

強度行動障害事業はいつからやっているのか。受け入れを開始したときからか。

(座長)

平成18年の指定管理が始まる前の、平成16年から開始しておりまして、これは国の施策の一環でもありましたが、支援の難しい方に手厚い支援を集中的に行うこと

によって、家庭、地域で支援できる状態にご本人の状態を改善させるという目的のために特別に作られたものでして、県内では袖ヶ浦だけです。

(記者)

こういう方はどこにいらっしゃったのか。養育園か。

(座長)

更生園のそよかぜ荘やさつき寮です。特別の建物がありまして、3，4名で構成されています。そういうところに当初はいましたが、外に出ていけないので、段々養育園や更生園の中に混在していきました。

(記者)

虐待を受けた方の中には。

(座長)

全員はそうではないが、プログラムの対象者の中で虐待を受けた方もいらっしゃったと思います。

(記者)

平成16年から始まって、1年で4人か。

(座長)

平成16年以前に4人受け入れて、3年間で4人を出すというプログラムなのですが、現状、(定員)16名に増やしています。内2名は外に出ました。

(記者)

今は養育園、更生園にいらっしゃるのか。

(座長)

はい、いらっしゃいます。

(記者)

個別のプログラムなのか。

(事務局)

厳密に言うと、平成16年に始めた強度行動障害支援事業は更生園で、定員16名の事業で行っておりまして、平成17年から養育園でも4名で強度行動障害特別処遇事業を行っております。更生園の定員16名と、養育園の定員4名でそれぞれ行っています。

(記者)

じゃあ定員の中ですね、今の16名では。

(座長)

定員を超えたら受け入れられません。本来は特別なプログラムで特別な場所で手厚い支援をするのですが、(地域に戻って)大丈夫ですよと判定を受けた方でも受け入れ先がないので、施設の中に残っています。その方たちが混在しています。

(記者)

「大丈夫です」となった方が養育園にいるというだけで、そのプログラムは継続しているわけではないのか。

(座長)

場所が変わっていますので、継続はしていないと思います。

その事業を、定員が2名欠けていますが、その2名分の受入手続きを進めていたので「受け入れたい」と今日ご案内があったのですが、検証委員会からは「やめてください」と言いました。このプログラム自体は施策として成功していません。

従来目的が達成できていない、ただこれは施設側がそのプログラムの運用が下手であったという話ではなく、受け入れ先がない、県内の他のところがなぜか受け入れてくれないのです。だから、判定委員会のほうで、これ以上の「プログラムは不要」と判断された方でも、外に出られない状態になっているので、この現状は袖ヶ浦の施設だけの問題にとどまりません。県の障害者福祉全体を見ないと検証できない話になりますので、受け入れ再開することはやめてくださいと言いました。

(事務局)

数字だけ正確に申しあげます。

更生園の定員16名で、現在14名で、これまで16名から3名が対象外(園外)となっております。3名のうち2名が病死されています。1名が家庭に引き取られました。ただし、途中2名欠員補充で入れております。あと、もう一人対象外になった方は、身体の衰弱により、更生園第一支援グループへ移っております。つまり、4名対象外になって2名補充して14名となります。

養育園は平成17年からの4名の事業で、平成20年に2人、民間の施設に転所しております。ただ、その後に欠員補充をしておりますので、現在4名ということになります。

(座長)

それと一点、補足の説明をさせていただきます。

従来こういうプログラムがあったのは袖ヶ浦だけ、要するに「強度行動障害の方を

受け入れるのは袖ヶ浦だけですよ」というのが売りでした。

しかし、強度行動障害は県立施設でないと受け入れられない、という話ではないので、色んなところが強度行動障害の支援を出来るようしなければいけないということで、県単のプログラムとして、強度行動障害のある方への支援体制構築事業というのが今年度から始まる、という報告がありました。これは、菜の花会が取り組んでいるのですが、これを今後「県内色んなところが強度行動障害の方を受け入れるプログラムとして使っていったほうがいいでしょう」という意見がありました。

(記者)

強度行動障害のプログラムは、3年間で特別な施設でなくても受け入れられるようにするという事か。

(座長)

はい。

(記者)

受け入れられるという判定がされているのに、なぜ受入れ先がないのか。

(座長)

それはこれから検証するしかないのですが、皆さん断るんですね。

(記者)

それは施設側が断るのか。

(座長)

はい。結局、「我々では支援できない」と民間施設側から言われてしまうことが長年続いてきました。なぜ断るのかについてはもう少し検証したいと思います。非常に残念なところであります。

(事務局)

定員も280人から定員90人まで地域移行していったのですが、強度行動障害の方より比較的障害程度の軽い方から地域移行、あるいは民間施設へ受け入れということでご協力いただきましたが、いずれにしても障害の重い方が残っているという状況でございます。もう一点ですが、民間受入もありますし、事業団自らがグループホームを運営していて、その際も、まず軽度の方からそのグループホームへ地域移行を進めていったとのことで、重度の方は施設に残ってしまっています。

(記者)

チェックが生活を反映していないというのは、パーソナルサポーターのことか。

(座長)

違います。今職員の皆さんが改善計画の一環として、自分がその日どういう仕事をしたかというもののの中で、やっちゃいけないこと等項目を設けて、それが出来たかをチェックをするシートを作られているのですね。支援時禁止事項チェックリストというのですが、その報告を今日拝見しました。

しかし、それを見ている、支援者が、誰に対してそれをやったのか等、支援を受けて生活されている方の話が出てこない、意識改革の点では進展したようですが、なお支援者の方の生活が見えないなどの問題があります。「それを踏まえたうえで個別の支援を考えていくという風にしたい」と検証委員の方の意見にございました。

(記者)

支援時禁止事項チェックリストは見ることはできないだろうが、例えばどういうことがあるのか。

(座長)

大声で命令すること、高圧的な声を出すようなことはしてはいけないとか、抑えつけてはいけないとかが禁止事項に挙がっていて、それは支援にあたってはやらざるを得ないこともあることは認めています、やったという場合はチェックが入ることになります。それと、支援者が爪を切っているかという項目もあります。やめた職員ですが、管理者がいくら「爪を切れ」と言っても切らなかった方がいらっしやったようで、それは支援にあたっては望ましくない、そういう項目もあります。

(記者)

強度行動障害の判定委員というのはどういうものか。

(座長)

審査会です。平成16年にこのプログラムを始めたときから設置しています。

(記者)

県が設置しているのか。

(事務局)

事業団内に設置された、6名の審査会です。

(記者)

判定自体はどのように行っているのか。

(座長)

外部の方も入っています。医師も入っています。

(記者)

判定は適切だったけれども、別の施設が受け入れてくれなかったということか。

(座長)

はい。入所施設は基本的に作らないという方針が古くからあるのですが、この強度行動障害プログラムというのは入所型です。これは平成16年に始まったものですが、入所施設を新たに作らずに入所型のプログラムを始めたことは、強度行動障害の方を、家庭や普通の施設へ戻す目的で始めた経緯がございます。

ところが、結局戻れない。家庭でも普通の施設でも支援するのが大変だということで、初めて使うプログラムの手順になっている。それを経て、3年間経って改善したという判定を受けても出られない。その結果16名までの定員が増えました。

(記者)

保護者の方からのクレーム等はないのか。

(座長)

調査をしていないのでわかりません。ご家族の方もお手上げ状態だったというところでのプログラム利用の方が多いので、ご家族の中には、むしろ戻ってくると困るとおっしゃる方もいます。

(記者)

社会に復帰できると判定されても、まだ施設にいるのか。

(座長)

家族の方で大変な方もいらっしゃいます。何が原因かは個別ケースで違うのですが、ご家庭でご本人と一緒に暮らすのが大変だということがありますので、地域の支援が足りないのか、ご家族の一部のケアが足りないのか、それとも病的な疾患によるのか色々原因はありますが、ご本人の二次障害を起こしてはならないから、ご本人の状態を改善するために特別なプログラムをやりましょう、ということで平成16年から始まりました。

これは、千葉県では袖ヶ浦だけですが、他の都道府県では民間でもやっているところはありまして、先程申し上げました4月からの事業は、民間でもその取組みを広げていこうという改善をしております。

(事務局)

補足で、入所等審査会議で、民間移行・地域移行を審査しているのですが、そのうち受け入れ条件が整えば移行出来る方が、3名程度いらっしゃいます。ただ、受入れ

先がなく、また、事業団自らのグループホームに地域移行されているわけではないので、引き続き入所しています。今14名で、2名の欠員があり、事業団のほうから、2名欠員なので、審査会議にかけるにあたり、強度行動障害は、国の基準に該当するかどうかは障害者相談センターで判定するのですが、判定手続きが終わっていて、審査会議にかけて入所決定がなされるころでした。そこで、「2名の方を受け入れていいですか」と事業団のほうから申し出がありまして、県としては検証委員会の判断を仰いだ上で、今回新規受け入れを見送ることになりました。県として提案したわけではございません。現在、養育園については新規受入れ停止、更生園については個別協議で、慎重に判断ということになっています。

(記者)

パーソナルサポーターの件だが、座長の話だと更生園にも入れたいということについて、個人ではなく寮単位で入れるということか。

(座長)

(事業団が) 更生園に入れたいというのは、寮単位で、現在の相談支援アドバイザーを入れるということで、パーソナルサポーターとは違います。

(記者)

今後、寮単位で入った県の相談支援アドバイザーの人とパーソナルサポーターが両方入るという可能性があるという理解でよろしいか。3月3日の、第4回検証委員会の資料によると、合意事項の、先行緊急対応としてパーソナルサポーターを入れているとあるので、普通に考えたら5人以上に今後入る、という方向性になっているのかと思っていたが、今後パーソナルサポーターは広がることあるのかどうかわからない。この緊急対応の合意は生きていて、この後もパーソナルサポーターが入っていくのか。

(座長)

理屈上は(相談支援アドバイザーとパーソナルサポーターが両方入ることは)あります。

3月の段階で、我々としては入所型施設には全員パーソナルサポーターを付けたいと判断しています。その緊急対応の先行として5名付けていますが、予算措置さえつければ今後増やしていきたいと思っています。ただ、その5名の実績を踏まえて今後拡大するかどうかは県側の判断の問題です。検証委員会の見解としては全員付けたいということになります。

それとは別途、寮単位で更生園に入れたいというのは現在の事業団側の判断で、それはパーソナルサポーターとは別の話です。外部性を高めるという点では同じ方向ですが。

(記者)

第4回検証委員会の合意というのは、委員会の中だけで合意しただけであって、県と委員会で合意したわけではないということか。

(座長)

はい。

(記者)

検証委員会の中で合意しただけであって、県がどう考えるかはまた別問題ということか。

(座長)

県もこれを後押しする方向ではありますが、全員に付けるかについて県はなお検討中、ということだと思います。

(記者)

県としては、事業者側が相談支援アドバイザーをパーソナルではない形で導入したいと言っていて、それはいいのだが、それとは別に県としてパーソナルサポーターの導入を図っていくという理解でよろしいか。

(事務局)

外部チェック、支援体制の整備を今後とも行っていきますが、パーソナルサポーターを緊急対応として行いましたが、予算事業ですので、拡大にあたっては、その実施状況、効果を見て検討していくことになります。

ただ、その他の外部チェック体制も整備していかなければなりません。

そこで、事業団から要望がありまして、県の相談支援アドバイザーを派遣しますが、同じ効果が出るように、県そして検証委員会へ（相談支援アドバイザーの活動）の報告をしてスーパーバイズしていくつもりで、そのように、県も一体的に外部チェック、支援の体制の整備を図っていきたいと思います。

(記者)

例えば、今回新しく相談支援アドバイザーを入れた結果、事業団側からパーソナルサポーターが不要と判断した場合は、県としてはパーソナルサポーターを継続するのか。

(事務局)

事業団が不要と言っても、それで現場が改善される保証はなく、検証委員会に報告してパーソナルサポーターを入れるべきとの判断があれば検討していきます。事業団の判断では決められません。

(座長)

個人的な意見ではありますが、寮単位でアドバイザーを入れるのは「支援者」のアドバイスです。それでも外部の目はありますので、それなりの効果は期待できます。

パーソナルサポーターは個人個人に付けるということで、今回虐待を受けた方は声を上げられない方たちで、基本的に、「殴られました、虐待を受けました」と伝えられる方は虐待を受けていません。ですから、個人個人の状態を見て、その人の状態を把握できる立場の人を外部から入れるという趣旨なので、アドバイザーとは全然違うものです。そのパーソナルサポーターを、更生園に入れるか入れないかは今後の話になりますが、検証委員会としては全員に付けるべきだという風に考えております。

いわゆる高齢分野でケアマネがあるのはご存じだと思いますが、これに相当するものが障害者分野ではなかったのですが、平成24年4月1日付で計画相談という形で導入しております。これはパーソナルです。そういうものが必置として国の政策の中に入りました。確かに、ケアマネが入るなら、パーソナルサポーターは不要という意見は一部にはございます。それはその通りですが、様子を見る必要があります。障害者の計画相談分野では、まだ100%実施されておられません。養育園については児童なので、そもそもそういう制度はありません。更生園については計画相談が始まっていますが、全員についているわけではありませんし、同じ法人の中で計画相談を作ると外部の目が入りません。現在、袖ヶ浦では計画相談は100%に達してなくて、70～80%のようですが、それも全部同一法人内で作っているのです、あまり外部の目が入っていることにはならないのです。パーソナルサポーターを検討していかなければならないと思っています。